

## I 事業の概要

### 1. 利用対象者

要支援1、2または事業対象者

### 2. サービスの内容

- ① 利用者がしたい又はできるようになりたい生活行為について、個別的な支援を中心とする短期集中予防サービスを実施する。
- ② 運動機能訓練、栄養改善の指導又は口腔機能の向上その他一人一人に合った必要な日常生活上の支援及び個別のプログラムによる生活機能訓練を必要に応じて組み合わせて実施する。
- ③ 実施回数は、1人当たり週1回とし、3月間を基本とする。ただし、個別計画の実施状況の把握の結果、事業の継続が必要な場合は、最大6月間まで延長することができる。
- ④ 1回当たりの利用時間は2時間以上とする。
- ⑤ サービスの開始前及び3カ月（または6か月）を経過する時点で利用者の居宅を訪問し、運動機能検査、作業能力検査等を実施する。

### 3. 単価

- ① 通所型サービスC事業費（1回につき） 395 単位
- ② リハビリテーションマネジメント加算（1月につき） 230 単位
- ③ 運動器機能向上加算（1月につき） 225 単位
- ④ 栄養改善加算（1月につき） 150 単位
- ⑤ 口腔機能向上加算（1月につき） 150 単位

## II 事業の実施について

### 1. 通所型サービスC個別計画の作成

通所型サービスC事業者は、利用者の日常生活全般の状況等を踏まえて、通所型サービスCの目標や、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスC個別計画を作成する。

### 2. サービス提供

事業の実施回数は1人当たり週1回、3月間を基本とし、運動機能訓練、栄養改善の指導又は口腔機能の向上その他一人一人に合った必要な日常生活上の支援及び個別のプログラムを実施する。

### 3. モニタリング

通所型サービスC事業者は、通所型サービスC個別計画に基づくサービスの提供の開始時から、1月に1回は、通所型サービスC個別計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、地域包括支援センターに報告する。また、通所型サービスC個別計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービスC個別計画の実施状況の把握を行い、地域包括支援センターに報告する。

### 4. 評価会議

3カ月（または6か月）を経過した時点で、通所型サービスC事業者は、地域包括支援センターと協働して利用者の評価会議を実施する。

- ① 評価の結果、通所型サービスCを終了する場合は、引き続き、余暇、ボランティア活動、地域の通いの場等や一般介護予防事業等の社会参加に資する取り組みが維持できるように配慮すること。
- ② 評価の結果、通所型サービスC以外の支援が必要な場合は、その他のサービスに移行すること。また、福祉用具等の利用が必要な場合は、要介護認定の支援等の援助を行うこと。
- ③ 評価の結果、サービスの継続が生活行為の改善に効果的であると判断された場合には、最大6月間まで延長することができる。

## III サービス費の請求及び利用者負担について

- ① 第1号事業支給費の対象となるサービス費については、国保連合会へ請求を行う。
- ② 利用者負担は、利用者の介護保険負担割合証の割合のとおりとする。
- ③ 材料等の実費については、事業者が利用者に請求することができる。